



戸別受信用アンテナ設置ガイドライン

柏ビレジは開村（昭和 55 年）以来、『景観も一つのクオリティー』とのテーマのもとに街づくりが進められ、住宅購入者は契約に当たり環境維持に関する覚書を締結しテレビ共視聴施設の利用等に同意し、第三者に譲渡もしくは賃貸する場合も覚書の各章の各条項を当該第三者に継承させるものとし、『将来においても個別アンテナの設置ができないことを承諾』し、住宅購入者全員で組合を設立し、施設の管理・運営に当たってまいりました。平成 21 年 11 月 14 日に『戸別受信用アンテナ設置ガイドライン』が制定されましたが時の経過とともに我々を取り巻く環境も変化し、TV 共視聴施設も平成 23 年 11 月に撤去されました。柏ビレジ共視聴施設管理組合もその役目を終え、平成 28 年 6 月末をもって解散し、その役割を柏ビレジ自治会が引き継ぐことになりました。

本ガイドラインは、環境維持の精神は覚書等の条項によって規律されるものではなく、各人のモラルに委ねられるものとします。

《戸別受信用アンテナ設置ガイドライン》

第 1 条 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、『景観も一つのクオリティー』との柏ビレジ街づくりテーマに沿って、アンテナのない美しい街並みを形成・維持するために定めるものです。

第 2 条 定義

本ガイドラインで『アンテナのない美しい街並み』とは、『屋根上に支柱を立て支線等を付属したアンテナが林立することのない街並み』であると定義します。

第 3 条 対象とする用途別アンテナ

本ガイドラインで対象とするアンテナはテレビ受信用、FM 放送受信用とし、それ以外の用途のアンテナを計画する場合には、本ガイドラインの主旨を十分ご理解の上設置をお願いします。

第 4 条 アンテナ設置高さ

アンテナを設置する場合、屋根上に支柱を立て設置することはできません。ここで屋根上とは屋根スレート、瓦等を指します。軒等に張り出し冶具を設置してアンテナ設置する場合においても最高高さが屋根の頂部を越えないようにしてください。【参考図 参照】

第5条 安全性の確保

第4条の範囲においてアンテナを設置する場合は、暴風による倒壊により隣戸に被害が及ぼすことがないように安全性を確保してください。

第6条 建築協定との関係

アンテナ設置方法によりこれが構造物と見なされるような計画を行う場合は、建築協定に反することがないように注意してください。

第7条 注意喚起

アンテナの設置は、各戸の判断により、本ガイドラインの主旨に沿って計画してください。設置されたアンテナが本ガイドラインの主旨に沿っていないと判断される場合には注意喚起を行うことがあります。

【参考図】 ガイドラインによるアンテナ設置の考え方（すべてのアンテナに共通）

